



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

CNIPA、「商標行政法執行証拠基準規定」に対し、意見募集

Topic-2

北京知識産権法院、悪意ある商標登録規制 10 大典型案例を発表

Topic-3

中国、「外国公文書の認証を不要とする条約」が発効

Topic-4

新専利法実施細則と最新版専利審査指南、公表

Topic-5

事案紹介 — 北京路浩担当の商標異議申立、勝利で収まる

Topic-6

路浩ニュース — 所長の謝順星氏、再度北京市弁理士協会会長に当選

CNIPA、「商標行政法執行証拠基準規定」に対し、意見募集

知的財産権に対する保護を強化するために、商標行政法執行の専門的指導を強化し、法執行基準を統一し、商標の違法事実を正確に認定し、証拠の収集、審査、認定を規範化するため、CNIPA は、「商標行政法執行証拠基準規定」の意見募集稿を公開し、2023 年 12 月 31 日まで意見募集とする。当該規定は専ら行政法施行部門に対する基準ではある。ただし、商標権者が権利主張の際の証拠準備のための参考として、本稿は、証拠の種類と要件、海外発行の証拠の部分について、簡単な紹介を行う。

【証拠の種類】

1. 文書証拠

内容：登録商標専用権の権利所有に関する証明書（有効な商標登録証、商標更新証、商標変更証明書、商標譲渡証明書、商標使用許諾証明書など）、有効な身分証明書、営業許可証、領収書、帳簿、取引契約、商標付き製品説明書、パンフレット、価格表等

要件：(1) 原則上原本必要、複写・撮影・謄写の場合、原本と照合し誤りがない上、採取者による時間・出所の証明と署名または捺印が必要

(2) 関係部門保管の文書証拠の写しの場合、出所の明記と捺印が必要

(3) 明細、売買伝票、帳簿などの書類の場合、説明資料が必要

補足：権利者による判定意見は文書証拠に属し、判定の方法・根拠・結論の明記が必要

2. 物的証拠

内容：登録商標の専用権を侵害、または商標管理秩序に違反し商標を使用した商品、主に権利侵害品の製造、登録商標の標識の偽造に使用された材料、工具、設備等

要件：(1) 原則上原物必要、複製品・写真・ビデオ等の場合、原物と照合し誤りがない上、採取者による時間・出所の証明と署名または捺印が必要

(2) 原物が多数の種類である場合、サンプリング可能；但し、商標の真実の使用状態を包括的に反映可能なもの、種類の数量を記録するものに限る。

3. AV 資料

内容：録音資料、録画資料など

要件：(1) 原則上原媒体必要、複製品の採取が可能

(2) 制作方法、制作時間、制作者の明記

(3) 録音資料につき、当該音声内容の書き起こしの記録を添付必要

4. 電子データ

内容：文書、画像、録音資料、録画資料などの電子文書及びそのプロパティ情報；ウェブページ、ブログ、フォーラムなどのネットワークプラットフォームで発表された情報；SNS、電子メール、通信グループなどのネットワークアプリケーションサービスでの通信情報；利用者登録情報、身分証明情報、電子署名などの利用者の身分情報；取引記録、振替または入金記録、閲覧記録、操作記録など利用者の行動情報；システムログ、アプリケーションログ、セキュリティログなどのシステム稼働情報等

要件：所定内容の明記

- ①原記録媒体の名称、保存場所、信号切替状況及び強制措置の有無
- ②採取の方法、プロセス、採取後の電子データの記録媒体の名称
- ③採取された電子データの名前、種別、ファイル形式
- ④電子データ証拠の完全性検査値など

補足：行政当局の担当調査官は、場合によって、職権で関連電子データの固定による採取を行うことができる。

5. 証人の証言

内容：商標権者と、その他の、事件の事実を知る組織またはその関連状況を理解している個人が、商標法執行担当部門に対して行った事件の事実を証明するための陳述

要件：(1) 証人の氏名、年齢、性別、職業、住所、連絡先電話などの基本情報の明記

- (2) 証人の署名または捺印
- (3) 発行日の明記
- (4) 証人の身分を証明する書類の添付

補足：正確な意思表示ができないものは、証人になることはできない。

ただし、民事行為能力のない者と民事行為能力を制限されている者は、証明されようとする事実とその年齢、知的状況または精神健康状況と適応する限りで、証人となり得る。

6. 当事者の陳述

内容：当事者またはその委託代理人が調査、尋問を受けた際に行った書面による陳述及び口頭による陳述

要件：(1) 書面による陳述の場合

- ①原本必要、時間、具体的内容の明記
- ②調査を受けた場合、被疑違法行為の事実、関連商品またはサービスの出所及び提供者、営業額や権利所有に関する証明などの明記

(2)口頭による陳述の場合

- ①尋問調書で固定
- ②会話内容の正確の明記、尋問者と被尋問者の基本情報の明記

- ③調書に、被疑違法行為の事実、関連商品またはサービスの出所及び提供者、営業額や権利所有に関する証明書などを含む
 - ④訂正箇所に被尋問者の署名捺印
 - ⑤各頁に担当調査官と被尋問者の署名
- (3)身分証明書の写しの添付

7. 鑑定意見

内容：主に資格のある鑑定機関が専門的な事項について作成した意見

- 要件：(1) 依頼者、依頼された鑑定事項、鑑定部門に提出した関連資料、鑑定の根拠と使用した科学技術的手段、鑑定部門と鑑定人の鑑定資格の説明などの内容の明記
- (2) 鑑定人の署名と鑑定部門の捺印が必要
 - (3) 分析を通じて得られた鑑定意見の場合、分析プロセスの説明が必要

8. 検証調書、現場調書

- 要件：(1) 検証または現場検査の時間、場所、事件担当官の情報、当事者の情報、主体資格情報、法定代表者（責任者、経営者）情報、連絡先電話、連絡先住所、商品の名称、商品の標識、商品の包装、商品の数量、商品の在庫、具体的な事件などの内容の明記
- (2) 事件担当官と当事者の署名または捺印が必要
 - (3) 当事者が署名を拒否または署名できない場合、その理由の明記

【外国の証拠】

内容：中華人民共和国の領域外で形成された公文証書、外国権利者の主体資格、身分証明書などの身分関係の証拠

- 要件：(1) 出所の説明、所在国の公証機関を通じての証明、または中華人民共和国と証拠所在国が締結した関連条約に規定される証明手続きの履行
- (2) 香港、台湾とマカオの場合、関連規定の証明手続きの履行
 - (3) 外国語の書面証拠または外国語の視聴覚資料の場合、翻訳資格を有する機関による翻訳か、または正確に翻訳され、かつ翻訳機関の捺印または翻訳者が署名された翻訳の添付

詳しくは、CNIPA の公式サイトにて確認可能

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/2/art_78_188857.html

北京知識産権法院、悪意ある商標登録規制 10 大典型案例を発表

2023 年 12 月 14 日に、北京知識産権法院は、悪意ある商標登録規制 10 大典型案例を発表した。北京知識産権法院の担当事件の内の典型案例とはいえ、悪意ある商標登録を厳しく規制する方針の下では、十分参考価値はあると思われる。本稿は、今回公表された典型案例の判決要旨を簡単にまとめることにする。

1. 短期間に大量の商標登録出願は商標法第四条第 1 項違反になるか

【判決要旨】民事主体が商標登録出願するのに、真実な使用意図を持たなければならず、自らの需要を満たすことを目的としなければならない。商標登録出願の行為は、合理性と正当性を持つべきである。短期間に複数の商品または区分に大量出願し、明らかに通常の生産経営の需要を超えて、かつ真実な使用意図またはその他の正当事由を立証できない場合、商標法第四条第 1 項が禁止する使用を目的としない商標登録出願に該当する。

2. 商標法第十五条第 2 項違反の認定

【判決要旨】出願人の現法人代表または元法人代表、管理職などの職員が、他社に勤務した経歴があり、他社が先に使用していた商標を知りながらも、類似商品に類似商標を駆け抜け登録した場合、商標法第十五条第 2 項違反に認定すべきである。

3. 地理的表示の不正使用

【判決要旨】出願人は地理的表示を含む商標登録出願する際に、指定する商品が地理的表示の保護商品の保護範囲に由来することを立証できない場合、当該商標は公衆を誤認させやすいと認定すべきである。

4. テレビ番組名などの先使用权

【判決要旨】テレビ番組なども、商品の性格を有し、一定の影響を持つテレビ番組などは、反不正競争法第六条が規定する「一定の影響を持つ商品名称」に該当し、商標法第三十二条が規定する「先行権利」の保護範囲となる。そのため、出願人は、同種類の商品または類似商品に、一定の影響を持つ他人のテレビ番組名と同一または類似する商標を登録出願することは、出願人が先行権利の所有者と特定の関連性があることを関係公衆に誤認させやすいと判断されるべく、商標法第三十二条が禁止する「他人の先行権利を害する」行為に該当する。

5. 公共の資源の不当占有

【判決要旨】商標法第四十四条第 1 項のいう「その他の不正な手段で登録されること」は、欺瞞の手段以外のその他の方法で商標出願登録の秩序を乱れ、公共の利益を損害し、公共の資源を不当に占有または不当な利益を取得しようとすることを指す。出願人は、公共の事件に関する語彙、公共の文化資源の名称を商標として出願し、公共の資源を不当に占有する故意を有する場合、商標法第四十四条第 1 項のいう「その他の不正な手段で登録されること」に該当する。

6. 商標代理機構が他人の名義を借用する出願

【判決要旨】商標法第十九条第4項は、「商標代理機構は、その代理している業務に関する商標登録出願を除き、その他の商標の登録出願をしてはならない」と規定している。商標代理機構が、本条の規制を回避するために、機構と特定の関係を有する主体の名義を借りて、商標の登録出願することも、本条が禁止する行為と見なされる。

7. ネット環境の下での他人の著名商標を他区分で登録出願すること

【判決要旨】ネット環境の下での商標が著名商標に該当するか否かを判断する際に、ネット環境での情報流布の特徴と流布の迅速性、ブランドの影響力とその影響の範囲などの諸要素を総合に判断すべく、使用時間の長さで機械的に判断してはならない。ネット環境の下で他人所有の著名商標を他区分で登録出願する行為に関して、行為者の主観上の故意の悪質さ、関連商品またはサービスの対象などを考慮し、規制すべきである。

8. 権利上の瑕疵と信義則違反

【判決要旨】権利者は、自ら所有する登録商標が重大な権利上の瑕疵を持つことについて知りながらも、不当な商業利益を取得するために、他人の法的利益を害することを目的とし、他人に警告書を送信し、行政摘発を提起することは、信義則に対する嚴重な違反行為となり、権利の濫用に該当する。

9. 非善意取得権利と信義則違反

【判決要旨】当事者は、信義則に反し、非善意取得の商標権をもって、他人の正当な使用行為に対し、侵害訴訟を提起することは、他人の法的権利に対する侵害となり、権利の濫用に該当する。

10. ブランドに対する全面的なパクリ行為と懲罰的損害賠償

【判決要旨】「ブランド効果」は、総合的で複雑であり、その効果は単独な商標に依存するものではなく、企業の生産経営の各側面は、すべてブランドの商業名誉の媒体となる。そのため、単独な商標に対する権利侵害よりも、ブランドに対する全面的なパクリ行為は、ブランドのイメージと法的利益に対する危害が遥かに大きい。具体的には、権利者の商標と類似する商標の登録出願と使用、包装と装飾を模倣すること、真正品と模倣品を混ぜて販売すること、誤解されやすいような宣伝用語の使用などが含まれる。先行の知名度の高いブランドに対し、この類の全面的なパクリ行為は、嚴重な権利侵害行為となるため、懲罰的損害賠償を適用することも可能である。

今回の典型事例の詳細は、中華人民共和国人民法院の公式サイトにて確認可能

<https://www.chinacourt.org/chat/chat/2023/12/id/53186.shtml>

中国、「外国公文書の認証を不要とする条約」が発効

2023年11月7日より、「外国公文書の認証を不要とする条約」が、中国にて、正式に発効した。本条約の発効をもって、外国発行の公文書に対する中国領事認証が不要となった。本条約の発効を伴い、中国大使館・領事館における領事認証サービスは11月7日をもって終了することとなるため、ご注意ください。

本条約が発効の前では、中国において、審判や訴訟などの際に、関連公文書の内、海外発行のものがあれば、その公文書に対し、公文書の発行国の現地の公証及び中国大使館・領事館の認証が必要とされていた。

日本の場合、例えば、会社の代表者の身分証明、印鑑証明、現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書は、それらの公文書にあてはまる。領事認証を行う際に、中国の大使館・領事館にて直接申請することとなり、手続きが煩雑な上、時間的にも、1ヶ月以上かかる場合もある。

本条約が発効後、中国と日本の間で、アポステイーユが利用できるようになった。

アポステイーユとは「外国公文書の認証を不要とする条約」に基づく付箋（＝アポステイーユ）による外務省の証明のことを指す。アポステイーユを取得すると日本にある大使館・（総）領事館の領事認証があるものと同等のものとして、提出先国で使用することができる。

北海道（札幌法務局管区内）、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府および福岡県の公証役場では、申請者からの要請があれば、アポステイーユを一度に取得できるようなワンストップサービスが提供されている。

要するに、中国で使用する日本の公文書を以上の地域の公証役場で公証の手続きを申請する際に、一度にアポステイーユを取得すれば、法務局や外務省に出向く必要はなく、中国駐日本大使館・領事館に足を運ぶ必要もなくなった。

本制度を利用することで、日本の会社にとって、中国における審判や訴訟などの準備する際の作業量はかなり軽減できる。

詳しくは、中国駐日本大使館の公式サイトに参照

http://jp.china-embassy.gov.cn/tztgnew/202310/t20231024_11167059.htm

新専利法実施細則と最新版専利審査指南、公表

2023年12月21日午後、国務院総理李強氏は、『中華人民共和国専利法実施細則』の改正についての国務院決定を批准した。当決定は2024年1月20日に発効する予定である。当決定は、以下の側面から、実施細則を改正した。

1. 専利の出願制度を健全化し、出願人にとってより権利取得しやすいよう制度を改正する。例えば、電子申請の一層の普及化、優先権に関する規定のとりわけ手続き上の柔軟化、部分意匠の出願書類に関する規定、新規性喪失の条件の緩和。
2. 審査制度を健全化し、審査の品質向上に関する規定を設置する。例えば、虚偽の出願に対する規制、復審制度に関する新たな詳細規定の増加、秘密保持審査の期限の調整、遅延審査制度の新設。
3. 専利権に対する保護の強化、権利者の法的利益の保護を更に重視する。例えば、専利権期限補償に関する章の新設、権利紛争の処理と調停制度の健全化。
4. 専利のイノベーションと実施を促進するようサービスを向上する。例えば、データの公開共有を促進する諸規定、開放許可制度に関する詳細規定、職務発明の報酬制度の健全化など。
5. 意匠の国際出願に関する規定の新設。

今回の実施細則の改正は、2021年の専利法改正と2022年の意匠出願に関するハーグ協定の発効を受けたものとなる。

また、同日に、CNIPAからも、最新版の「専利審査指南」や「専利出願行為を規範化する諸規定」などの重要資料を公表した。

最新の実施細則と審査指南の詳細に関しては、今後の北京路浩発行のニュースレターにてまた紹介する予定である。

新実施細則の全文は、以下より確認可能

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_98_189197.html

新審査指南の全文は、以下より確認可能

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_99_189202.html

専利出願行為を規範化する諸規定の全文は、以下より確認可能

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_99_189201.html

事案紹介 — 北京路浩担当の商標異議申立、勝利で収まる

SCHALLTECHNIK DR.-ING.SCHOEPS GMBH 社 対 北京盛世音盟電子科技有限公司

(事案番号：60933380 商標異字(2023)第0000042267号)

【事案概要】

北京路浩のクライアントである SCHALLTECHNIK DR.-ING.SCHOEPS GMBH 社(以下「異議申立人」)は、世界に誇るドイツの老舗マイクロフォンメーカーであり、最高級のイベント用音声収録デバイスを生産している。

「SCHOEPS」は異議申立人のオリジナルブランドである同時に、企業の商号でもあり、高い識別性とオリジナリティを有する。1962年に、異議申立人は商標国際分類第9区分に「SCHOEPS」(本件引例商標)と  の国際出願を行い、中国をも指定した。指定商品は、「音声送信装置、マイクロフォン、マイクロフォンスイッチ、集音器」などとなる。

異議申立人はウォッチングなどの手段で、北京盛世音盟電子科技有限公司(以下「被異議人」)が、2019年-2023年の間に、第9区分に指定商品を「通話機、マイクロフォン、通信デバイス用マイクロフォン」とし、第35区分に指定役務を「広告、ネットワーク上のオンライン広告」とし、類似商標を複数登録出願することを発覚した。例えば、「SCHOEPS」(第60933380号)、「SHOEPUS」(第35777614号)、「SOHOEPSMIKROFONE」(第37291640号)などである。

異議申立人の法的利益を守るため、北京路浩は2022年4月に、第35区分の「SCHOEPS」(第60933380号)と第9区分の「SHOEPUS」(第35777614号)に対し、異議申立請求と無効宣告請求を提起した。その後の2022年12月に、その他の7件の類似商標に無効宣告請求を提起した。

【北京路浩の主張】

現行の類似商品と役務分類表に厳格に従えば、被異議商標の第35区分の「SCHOEPS」と本件引例商標は、その指定の商品・役務からして、類似商品・役務上の類似商標に該当しないが、その指定商品の機能・用途・生産部門・販売ルート・対象消費者などの複数の側面で同一するかまたは緊密に関係するため、類似商品と認定されるべきである。

調査によれば、被異議人は、当時計36個の商標を有し、その内の複数のものは、他社の先行の知名度の高いマイクロフォン・音響のブランド(その内の多くはドイツのメーカーである)を模倣するまたはパクリする疑いがあった。しかも、被異議人の公式サイトには、異議申立人のブランドの「SCHOEPS」の製品の真正品を販売する情報も確認された。これらの証拠に基づき、北京路浩は、第35区分の「SCHOEPS」(第60933380号)と第9区分の「SHOEPUS」(第35777614号)を含む複数商標は、不正な手段で登録したものであると主張した。

【決定の結果】

国家知識産権局による決定の結果として、被異議商標は、商標法第三十条に反することで、その登録は認めないとされた。その理由は以下の通りである。

被異議商標の第 35 区分の「SCHOEPS」と本件引例商標は、その指定の商品・役務が異なる。しかし、異議申立人側が提供した証拠によると、被異議人は「SCHOEPS」や  と高度に類似する商標を複数出願した以外に、他社の先行商標と同一するかまたは類似する商標も多く登録出願した。被異議人は、これらの商標のデザインの出自と商標の使用意図に関して、合理的な説明をなんら提供できなかった。諸事実と照らせ合わせると、国家知識産権局は、被異議人が明らかに他人の商標をパクリするまたは模倣する故意を持っていると判断した。かかる行為は、関係公衆が商品・役務の提供者に誤認させる上、通常の商標登録出願の秩序を乱れ、公平な市場競争の環境にも害しているため、商標法第三十条と第三十五条に対する違反となり、その登録は認められるものではない。

【本案の意義】

商標に対する異議申立などにおいては、商品・役務の類似性の判断は、原則上、類似商品と役務分類表を根拠とする。本事案の場合、被異議商標と引例商標の指定の商品・役務が異なるが、被異議商標と引例商標のアルファベットの構成と全体的な外見は完全に一致する。引例商標が高い識別性を有する場合、被異議人が所有する商標の内、引例商標と同一するかまたは高度に類似する商標が複数存在することから、被異議人が明らかに他人の商標をパクリするまたは模倣する故意を持っていると判断した。区分をまたがって類似性を認めることで、参考価値はあると言えよう。

路浩ニュース — 所長の謝順星氏、再度北京市弁理士協会会長に当選

2023年11月9日、北京市弁理士協会第3回総会は、開催された。計200名以上の会員代表が出席の上、北京市知識産権局副局長の潘新勝氏も列席した。

北京路浩国際特許事務所所長の謝順星氏は、北京市弁理士協会第2回総会の委任を受け、北京市弁理士協会第2回総会の活動報告を行った。



その後、第3回総会の投票を経て、謝順星氏は、再び北京市弁理士協会の会長に当選され、2017年以來の2期目の当選となる。



謝順星氏は、北京市弁理士協会会長以外に、北京市政治協商委員会委員、中華全国弁理士協会副会長などの多くの役職に就き、広く社会貢献している。